

いばらき農産物安心づくり推進事業 生産管理アドバイザー派遣要領

(制定 平成 19 年 12 月 5 日 園流第 488 号)

改正 平成 20 年 5 月 1 日 園流第 100 号

1. 目的

農産物の信頼確保のため、生産工程管理（以下、GAP という。）を導入する動きが強まっている。しかし、導入のために必要な危害要因の分析や改善のためには、相応の知識を有する専門家（アドバイザー）の助言・指導が欠かせないため、アドバイザーの選定や高額な派遣費用の負担のため二の足を踏む生産者も多い。

このため、GAP を導入しようとする生産集団に対して、生産管理アドバイザーを派遣することにより、GAP 導入を促進し、その普及を図るものとする。

2. 対象

GAP 導入を検討している県内の生産集団。

3. 派遣方法

- 1) 県が生産管理アドバイザーを選定し、生産集団に派遣する。
- 2) 1 生産集団あたりの派遣回数は 3 回以内とする。

4. アドバイザーの要件

GAP 導入の基本となる、生産管理状況の調査と、それに基づく改善指導の経験を有する者を選定する。

5. 生産管理アドバイザー業務内容

- 1) 別紙 産地診断項目に基づく生産管理状況の調査・診断
- 2) 診断結果をもとにした、産地への生産管理改善に関する指導助言

6. 報告内容

生産管理アドバイザーは、派遣後 30 日以内に、その調査・指導結果について、別紙報告様式により、県に報告する。

7. 報償の支払い

県は、生産管理アドバイザーに報償と旅費相当額を支払うものとする。

付 則

- 1 この要領は平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

(別紙報告様式)

1. アドバイザー氏名 _____

2. 調査指導対象集団名 _____ (構成員 _____ 名)
代表者名 _____ 管理担当者名 _____

3. 調査・指導期日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 調査・指導対象人数 _____ 人

5. 調査・指導結果

項目	調査診断内容	改善指導内容
組織管理		
生産管理		
ほ場管理		
危機管理		

※この内容に準じたものであれば、任意の報告書様式も認めるものとする。

<別紙 産地診断項目>

1. 組織管理（営農指導員や部会長聞き取り）

<評価基準>

- ・ 代表者の意識，リーダーシップ 組織管理者としての理念，発言・統率力
- ・ 生産履歴記帳の確認や管理の方法 管理者の所在，管理方法，頻度等
- ・ 組織運営会議の実施状況 回数，出席率，意志決定方法，議事録等
- ・ 代表者を補佐する副管理者がいるか サブリーダー，農場長，支部長等
- ・ 事務専属者がいるか 情報収集や管理保管方法
- ・ 構成生産者の研鑽 研修会，研究会，目揃え会の状況

2. 生産管理状況

- ・ 農薬管理状況 保管庫の整理や施錠，農薬期限，ラベル確認状況，登録情報の入手・確認方法，期限切れ農薬や廃容器の処理
- ・ 肥料等資材管理状況 登録内容や安全性の確認方法，選択方法
- ・ 作業機械の管理状況 洗浄，保管，危険防止，始業前点検
- ・ 出荷調整作業場の状況 整理整頓，衛生管理
- ・ 栽培管理計画
- ・ 生産履歴記帳 記帳状況，方法，様式，内容確認方法，保管方法

3. ほ場管理

- ・ 栽培管理状況 栽培管理状況
- ・ 周辺の状況 隣接する他の作物の状況，水源，有害要因
- ・ 農薬飛散防止対策 遮蔽物，ノズル，散布方法等実施されているか
- ・ 土壌管理 土壌診断と設計，適正な資材の選択，有害物質検査等

4. 危機管理（管理者及び生産者）

- ・ クレーム対応の流れが整理されているか
- ・ 緊急連絡網
- ・ 組織構成員全員が理解しているか

その他，必要と認められる事項について調査を行う。